

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

一	水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（第一条関係）	1
二	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（第二条関係）	14
三	気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）（附則第五条関係）	15
四	国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）（附則第六条関係）	16
五	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）（附則第七条関係）	17
六	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（附則第八条関係）	18
七	特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（附則第九条関係）	19

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 水防活動（<u>第九条</u>—<u>第三十一条</u>）</p> <p>第四章 指定水防管理団体の組織及び活動（<u>第三十二条</u>—<u>第三十五条</u>）</p> <p>第五章 水防協力団体（<u>第三十六条</u>—<u>第四十条</u>）</p> <p>第六章 費用の負担及び補助（<u>第四十一条</u>—<u>第四十四条</u>）</p> <p>第七章 雑則（<u>第四十五条</u>—<u>第五十一条</u>）</p> <p>第八章 罰則（<u>第五十二条</u>—<u>第五十四条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 この法律において「水防計画」とは、氷防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（<u>第三十六条</u>第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。</p> <p>6（略）</p> <p>7 この法律において「水防警報」とは、洪水又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。</p> <p>第六條の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 水防活動（<u>第九条</u>—<u>第二十四条</u>）</p> <p>第四章 指定水防管理団体の組織及び活動（<u>第二十五条</u>—<u>第三十一条</u>）</p> <p>第五章 費用の負担及び補助（<u>第三十二条</u>—<u>第三十三条</u>の二）</p> <p>第六章 雑則（<u>第三十四条</u>—<u>第三十七条</u>の二）</p> <p>第七章 罰則（<u>第三十八条</u>—<u>第四十条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 この法律において「水防計画」とは、氷防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。</p> <p>6（略）</p> <p>7 この法律において「水防警報」とは、洪水又は高潮によつて災害が起るおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。</p>

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、

又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。

3 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

(国の機関が行う洪水予報)

第十条 (略)

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 (略)

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、都道府県水防協議会(都道府県水防協議会を置かない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議)にはかつて、当該都道府県の水防計画を定めなければならない。

2 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。

(国の機関が行う洪水予報)

第十条 (略)

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。次条及び第十条の三において同じ。)に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十条の二 (略)

2 (略)

(水位の通報及び公表)

第十二条 (略)

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。次項において同じ。)で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(浸水想定区域)

2 (略)

(水位の通報)

第十条の三 (略)

(浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は前条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は前条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

2
2
4 (略)

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。)の伝達方法

二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

三 浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。)又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

2 市町村防災会議は、前項第三号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

3 第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定め

第十条の四 国土交通大臣又は都道府県知事は、第十条第二項又は第十条の二第一項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

2
2
4 (略)

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

第十条の五 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。第三項において同じ。)において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報(第十条第一項若しくは第二項又は第十条の二第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報をいう。次項及び第三項において同じ。)の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

2 市町村防災会議は、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設がある場合には、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう前項の洪水予報の伝達方法を定めるものとする。

3 浸水想定区域をその区域を含む市町村の長は、市町村地域防災計画に

られた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第七条第三項に規定する事項のうち洪水時において同法第二条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

5 前各項の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう。）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう。）」と、第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、前二項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（水防警報）

第十六条（略）

254（略）

（水防団及び消防機関の出勤）

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出勤させ、又は出勤の準備をさせなければならない。

において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知させるように努めるものとする。

4 前三項の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう。）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう。）」と、第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、前項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（水防警報）

第十条の六（略）

254（略）

（水防団及び消防機関の出勤）

第十条の七 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が都道府県知事の定める警戒水位に達したときその他水上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出勤させ、又は出勤の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第二十条 (略)

2 (略)

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 (略)

(警察官の援助の要求)

第二十二条 (略)

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 (略)

(居住者等の水防義務)

第二十四条 (略)

(決壊の通報)

(優先通行)

第十一条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車馬及び歩行者は、これに道を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十二条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所におもむくときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第十三条 (略)

2 (略)

(警戒区域)

第十四条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 (略)

(警察官の援助の要求)

第十五条 (略)

(応援)

第十六条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 (略)

(居住者等の水防義務)

第十七条 (略)

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 (略)

2 (略)

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 (略)

(立退きの指示)

第二十九条 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 (略)

第三十一条 (重要河川における国土交通大臣の指示) (略)

第十八条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第十九条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十条 (略)

2 (略)

(公用負担)

第二十一条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 (略)

(立退の指示)

第二十二条 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第二十三条 (略)

第二十四条 (重要河川における国土交通大臣の指示) (略)

(水防計画)

第三十二条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮るとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

(水防協議会)

第三十三条 (略)

254 (略)

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十四条 (略)

(水防訓練)

第三十五条 指定管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

(水防計画)

第二十五条 指定管理団体の水防管理者は、水防協議会を置く指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を置かず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を置く市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議にはかつて、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、都道府県知事に協議しなければならない。

(水防協議会)

第二十六条 (略)

254 (略)

5 前各項に定めるものの外、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第二十七条 (略)

(水防団の訓練)

第二十八条 指定管理団体は、毎年水防団及び消防機関の水防訓練を行わなければならない。

第二十九条 削除

第三十条 削除

第三十一条 削除

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 水防に関する調査研究を行うこと。

四 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関する報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正か

つ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 (略)

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 (略)

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2・3 (略)

第五章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第三十二条 (略)

(利益を受ける市町村の費用負担)

第三十二条の二 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第三十三条 (略)

(費用の補助)

第三十三条の二 都道府県は、第三十二条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2・3 (略)

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者により死亡し、負傷し、若しくは病氣にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病氣により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に關し著しい功勞があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 (略)

2 (略)

(勧告及び助言)

第四十八条 (略)

(資料の提出及び立入)

第四十九条 (略)

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

第六章 雑則

(第十七条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第三十四条 第十七条の規定により水防に従事した者により死亡し、負傷し、若しくは病氣にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病氣により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(報賞)

第三十四条の二 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に關し著しい功勞があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、報賞を行うことができる。

(報告)

第三十五条 (略)

2 (略)

(勧告及び助言)

第三十五条の二 (略)

(資料の提出及び立入)

第三十六条 (略)

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(消防事務との調整)

第三十七条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議して置かなければならない。

(権限の委任)
第五十一条 (略)

第八章 罰則

第五十二条 (略)

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則

1 (略)

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査(次項において「浸水想定区域調査」という。)に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

(権限の委任)
第三十七条の二 (略)

第七章 罰則

第三十八条 (略)

第三十九条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第十四条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 (略)
- 二 第十三条第二項の規定に違反した者
- 三 第三十六条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則

1 (略)

2 消防組織法の一部を次のように改正する。
第二十四条第二項中「及び市町村長」を「市町村長及び水防法に規定する水防管理者」に改める。

3 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「水火災」を「火災」に、第三十六条及び第四十条第二項第二号中「水災その他の災害」を「水災を除く他の災害」に改める。

4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

4 水利組合法（明治四十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「土地、家屋及組合同約ニ指定スル工作物ヲ所有スル者」を「土地、家屋若ハ組合同約ニ指定スル工作物其ノ他ノ物件ヲ所有スル者及所有権以外ノ権原ニ基キ之等ノモノヲ占有スル者」に改める。

第四十八条第一項を次のように改める。

普通水利組合費ハ土地ニ対シテ之ヲ賦課スルモノトス

第四十八条第二項の次に次の一項を加える。

水害予防組合費ハ組合同約ノ定ムル所ニ依リ第八条ニ規定スル土地、家屋、工作物其ノ他ノ物件ニ付之ヲ賦課スルコトヲ得

改正案	現行
<p>（警戒避難体制の整備等）</p> <p>第七条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の長。以下同じ。）は、警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による市町村地域防災計画をいう。）において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警戒の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</p> <p>2 市町村防災会議は、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警戒の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>3 警戒区域をその区域を含む市町村の長は、第一項に規定する市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（警戒避難体制の整備等）</p> <p>第七条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の長）は、警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による市町村地域防災計画をいう。）において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警戒の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</p> <p>2 警戒区域をその区域を含む市町村の長は、前項に規定する市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるよう努めるものとする。</p>

改正案	現行
<p>第十四条の二（略）</p> <p>2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。</p> <p>3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>第十四条の二（略）</p> <p>2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。</p> <p>3 気象庁は、水防法第十条第二第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。</p> <p>4・5（略）</p>

改正案	現行
<p>(用語の定義) 第二条 この法律において「恩給等」とは、次に掲げるものをいう。 一〜七 (略) 八 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第五条第一項（給付の種類）に規定する傷病給付、障害給付及び遺族給付で年金として給されるもの（同法第十条の規定を準用する他の法律に基づく給付でこれらに相当するものを含む。）並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、水防法第四十五条（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条第一項（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償。原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく条例（水防法第四十五条の規定に基づく水害予防組合の組合会の議決を含む。）による補償で年金として給されるもの</p>	<p>(用語の定義) 第二条 この法律において「恩給等」とは、次に掲げるものをいう。 一〜七 (略) 八 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第五条第一項（給付の種類）に規定する傷病給付、障害給付及び遺族給付で年金として給されるもの（同法第十条の規定を準用する他の法律に基づく給付でこれらに相当するものを含む。）並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、水防法第三十四条（第十七条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条第一項（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償。原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく条例（水防法第三十四条の規定に基づく水害予防組合の組合会の議決を含む。）による補償で年金として給されるもの</p>

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七第一項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項若しくは第二項の規定による消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）又は救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）に係る損害補償、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第四十五条の規定による水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条第一項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）に係る損害補償（以下「消防団員等公務災害補償」という。）に関する市町村又は水害予防組合の支払責任並びに消防組織法第十五条の八の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給（以下「消防団員退職報償金の支給」という。）に関する市町村の責任の共済制度に関し必要な事項を定めることにより、消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の支給の確な実施の確保を図るとともに、あわせて非常勤消防団員並びに非常勤の水防団長及び水防団員（以下「消防団員等」という。）で公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）を受けたもの（以下「被災団員」という。）の社会復帰の促進、被災団員及びその遺族の援護、消防団員等の公務上の災害の防止に関する活動に対する援助等並びに消防団員等がその所有する自動車等に損害を受けた場合の見舞金の支給を図ることにより、消防団員等及び住民等による消防の活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与し、もつて水火災又は地震等により生ずる被害から国民の生命、身体及び財産を保護することに資することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七第一項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項若しくは第二項の規定による消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）又は救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）に係る損害補償、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第三十四条の規定による水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条第一項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）に係る損害補償（以下「消防団員等公務災害補償」という。）に関する市町村又は水害予防組合の支払責任並びに消防組織法第十五条の八の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給（以下「消防団員退職報償金の支給」という。）に関する市町村の責任の共済制度に関し必要な事項を定めることにより、消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の支給の確な実施の確保を図るとともに、あわせて非常勤消防団員並びに非常勤の水防団長及び水防団員（以下「消防団員等」という。）で公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）を受けたもの（以下「被災団員」という。）の社会復帰の促進、被災団員及びその遺族の援護、消防団員等の公務上の災害の防止に関する活動に対する援助等並びに消防団員等がその所有する自動車等に損害を受けた場合の見舞金の支給を図ることにより、消防団員等及び住民等による消防の活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与し、もつて水火災又は地震等により生ずる被害から国民の生命、身体及び財産を保護することに資することを目的とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>第四十一条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。</p> <p>一 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）<u>第七条第一項及び第三項</u>に規定する都道府県の水防計画並びに同法第三十二条第一項に規定する指定管理団体の水防計画</p> <p>二〇八（略）</p>	<p>第四十一条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次の各号に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。</p> <p>一 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）<u>第七条第一項及び第二項</u>に規定する都道府県の水防計画並びに同法第二十五条に規定する指定管理団体の水防計画</p> <p>二〇八（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域） 第三十二条 国土交通大臣は特定都市河川のうち一級河川の区間（河川法第九条第二項に規定する指定区間を除く。）について、都道府県知事は特定都市河川のうちその他の区間について、都市洪水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市洪水による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合にその特定都市河川のはん濫による都市洪水が想定される区域を、都市洪水想定区域として指定するものとする。ただし、その特定都市河川について、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定による指定があるときは、この限りでない。</p> <p>2 6 （略）</p> <p>（都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置） 第三十三条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 都市洪水想定区域（当該特定都市河川が水防法第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定による指定を受けている場合にあつては、同法第十四条第一項に規定する浸水想定区域を含む。）内又は都市浸水想定区域内の地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設の所有者又は管理者は、単独に又は共同して、都市洪水又は都市浸水が生じた時における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。</p> <p>5 （略）</p>	<p>（都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域） 第三十二条 国土交通大臣は特定都市河川のうち一級河川の区間（河川法第九条第二項に規定する指定区間を除く。）について、都道府県知事は特定都市河川のうちその他の区間について、都市洪水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市洪水による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合にその特定都市河川のはん濫による都市洪水が想定される区域を、都市洪水想定区域として指定するものとする。ただし、その特定都市河川について、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条第二項又は第十条の二第一項の規定による指定があるときは、この限りでない。</p> <p>2 6 （略）</p> <p>（都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置） 第三十三条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 都市洪水想定区域（当該特定都市河川が水防法第十条第二項又は第十条の二第一項の規定による指定を受けている場合にあつては、同法第十四条の四第一項に規定する浸水想定区域を含む。）内又は都市浸水想定区域内の地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設の所有者又は管理者は、単独に又は共同して、都市洪水又は都市浸水が生じた時における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。</p> <p>5 （略）</p>